

平成二十年十二月二日受領
答弁第二七二号

内閣衆質一七〇第二七二号

平成二十年十二月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出介護労働者の労働条件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出介護労働者の労働条件に関する質問に対する答弁書

一について

平成十九年に全国の労働基準監督署が、介護サービス事業を行う事業場を含む三千七十五の社会福祉事業を行う事業場に対して監督を実施したところ、二千三百七の事業場について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）等の違反が認められたところである。その主な違反の件数は、同法第十五条違反のものが四百四十一件、同法第三十二条又は第四十条違反のものが千四十五件、同法第三十七条違反のものが千五件である。

二について

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成二十年条約第二号）に基づくインドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者（以下「候補者」という。）の受入れの際には、事前に御指摘のような確認を行っていないが、候補者受入れの調整を行っている社団法人国際厚生事業団が受入れ機関に対して巡回指導を実施すること等により、候補者の雇用管理が適正に行われるよう努めてまいりたい。